

四日市市告示第252号

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成19年四日市市告示第136号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給額)</p> <p>第4条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象講座受講開始現在において専門実践教育訓練給付金を受給できない支給対象者 当該支給対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に<u>40万円</u>を乗じて得た額を超える場合は、修学年数に<u>40万円</u>を乗じて得た額とし（この場合<u>160万円</u>を超えるときは<u>160万円</u>とする。）、12千円を超えない場合は給付金の支給は行わないものとする。）</p> <p><u>ただし、令和4年4月1日より</u></p>	<p>(支給額)</p> <p>第4条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象講座受講開始現在において専門実践教育訓練給付金を受給できない支給対象者 当該支給対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に<u>20万円</u>を乗じて得た額を超える場合は、修学年数に<u>20万円</u>を乗じて得た額とし（この場合<u>80万円</u>を超えるときは<u>80万円</u>とする。）、12千円を超えない場合は給付金の支給は行わないものとする。）</p>

前に終了した当該教育訓練に係る訓練給付金についてはなお従前の例によることとし、40万円を20万円に、160万円を80万円に読み替えて支給するものとする。

(3) (略)

(対象講座指定の申請)

第6条 (略)

2 前項の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書（第1号様式。以下「講座指定申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して所長に提出しなければならない。ただし、所長がその保有する帳簿その他の資料によって確認することを支給申請者が認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 令和3年7月以前分の申請に際して指定申請者が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得にお

(3) (略)

(対象講座指定の申請)

第6条 (略)

2 前項の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書（第1号様式。以下「講座指定申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して所長に提出しなければならない。ただし、所長がその保有する帳簿その他の資料によって確認することを支給申請者が認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 指定申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において、地方税法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった

いて、地方税法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の前年の所得（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の所得。第9条第1項第3号において同じ。）の額を証明する書類等、当該事実を明らかにすることができる書類

女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の前年の所得（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の所得。第9条第1項第3号において同じ。）の額を証明する書類等、当該事実を明らかにすることができる書類

(給付金の支給申請)

第9条 対象講座の指定を受けて給付金の支給を申請しようとする者（以下「支給申請者」という。）は、対象講座を修了した後に、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業支給申請書（第4号様式。以下「支給申請書」という。）に次の書類を添付して所長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合で、所長が特に必要がないと認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 令和3年7月以前分の申請に際して支給申請者が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であったときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の前年の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにすることができる書類

(4)から(7)まで (略)

2及び3 (略)

(給付金の支給申請)

第9条 対象講座の指定を受けて給付金の支給を申請しようとする者（以下「支給申請者」という。）は、対象講座を修了した後に、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業支給申請書（第4号様式。以下「支給申請書」という。）に次の書類を添付して所長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合で、所長が特に必要がないと認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 支給申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の前年の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにすることができる書類

(4)から(7)まで (略)

2及び3 (略)

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

申請者

下記の教育訓練を受講したいので、自立支援教育訓練給付の対象講座の指定を申請します。

フリガナ 氏名 (個人番号)	()	生年 月日	年 月 日 (歳)
住所	(〒 -)	電話	()
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
所要費用(予定)	入学科 円、受講料 円、合計額 円		
公共職業安定所の一般教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の一般訓練給付金の受給資格がある・ない		
過去の給付の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことがある・ない		
児童扶養手当受給状況	受給している・受給していない		
自立支援教育訓練給付金事業における対象講座の指定事務に当たり、四日市市社会福祉事務所長が市の保有する私に関する個人情報()を利用することに同意します。 年 月 日 住所 氏名			

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第9条関係）

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業支給申請書

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

申請者

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給を申請します。

フリガナ 氏名 (個人番号)	()	生 年 月 日 月 日	年 月 日 (歳)
住 所	(〒 -)	電話	()
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
所要費用	入学科 円、受講料 円、合計額 円		
雇用保険法による一般教育訓練給付額	円		
希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)		
児童扶養手当受給状況	受給している ・ 受給していない		
自立支援教育訓練給付金事業における給付金の決定事務に当たり、四日市市社会福祉事務所長が市の保有する私に関する個人情報 () を利用することに同意します。 年 月 日 住所 氏名			

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第10条関係）

請 求 書
（母子家庭自立支援教育訓練給付金）

年 月 日

四日市市長

四日市市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第10条第2項により、次の金額を請求します。

請求金額

円

住所

氏名

※署名または記名押印

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和3年四日市市告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市母子生活支援施設 保育機能強化事業実施要綱 (平成16年四日市市告示 第82号)	(略)	
四日市市高等職業訓練促進 給付金等事業実施要綱(平 成19年四日市市告示第1 37号)	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		

<p>四日市市母子生活支援施設 保育機能強化事業実施要綱 (平成16年四日市市告示 第82号)</p>	<p>(略)</p>	
<p><u>四日市市母子家庭等自立支 援教育訓練給付金事業実施 要綱(平成19年四日市市 告示第136号)</u></p>	<p><u>第1号様式、第4号 様式及び第6号様式</u></p>	<p><u>第6号様式について は、署名をした場合 に限る。</u></p>
<p>四日市市高等職業訓練促進 給付金等事業実施要綱(平 成19年四日市市告示第1 37号)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>		

(こども未来部こども家庭課)